

平成29年(ワ)第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸 勇外

被告 長崎県外1名

意見陳述書

2019年6月4日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告 岩下 和雄

私は、ダム建設により土地・家屋が水没する地権者の一人です。私は半世紀50年近くこのダム建設に疑問を持ち本当にダムが必要なのか、ほかに方法が無いのか問い続けてきました。

此処20年余り佐世保市の水需要は減り続け、計画当初の需要予測から現計画予測では、5万トン以上減少し実績では、当初予測から9万トン余りも減少しています。これからも人口の減少と節水機器の普及によって水需要は、減少することはあっても増加することはあり得ない、利水の為の石木ダムは必要ありません。

1975年、長崎県は、「川棚町議会石木ダム特別委員会」に「今の河川の予算では河川改修には20年30年とかがかりますのでダムを作った方が早く完成します。」と治水には、ダム以外にも方法はあるが早く済むから石木ダムを作るのだと説明されている。それからもう40年以上が経っています。

私達は、当初から自然豊かな故郷をダムに沈める石木ダム建設には絶対反対だと言いつけてきました。長崎県がダム建設にしがみつくとなく、本来なされるべき河川改修を進めていけば、50年たった今、私たちがこのような裁判を起す必要もなければ、日々、石木ダムに生活を翻弄されることもなかったはずです。

長崎県が私達の話も聞こうとせずダム建設にこだわってきた結果、時間だけが経ち、何も解決していません。何も解決しないだけでなく、私たちは日々苦しみ、高齢の地権者の中には亡くなった方も複数います。

自然環境を破壊し、また地元住民を犠牲にしてまでダムを造らなくても他に方法があります。しかし長崎県は、2009年11月「地権者との話し合いの場を持つため」と事業認定の申請を行いました。

私達は土地売却の話し合いには応じないが、ダムの必要性・他に方法が無いかにつ

いては応じるとしていましたが、その話し合いもないまま2013年9月に事業認定が認可され、私達は長崎県及び佐世保市にダムの必要性等について公開質問状を再三提出しましたが、長崎県は明確な回答をせぬまま「意見の相違」と説明を拒否し、強制収用裁決申請を行い、付替道路工事を強行したが私達のダム反対の意志は固く、説明要求行動によって工事は予定通り進んでいません。

話合いの為の事業認定とは名ばかり、私達の同意を求め、同意しなければ強制収用するぞという意味で、事業認定をという手続を強要や脅しの道具として使ったと言わざるをえません。

先日、長崎県収用委員会が収用裁決を行い県より、土地家屋を11月18日までに明け渡すようにと一通の命令書が届きましたが、私達は不要なダムの為立ち退くことも土地家屋を明け渡すことも絶対にありません。

長崎県は住民の80%の同意を得ていると正当化していますが、まだ20%13世帯の住民が親・子・孫と世代に亘って共に生活を営み、自然豊かな環境の中で隣人愛あふれる生活をしています。川棚町からも4・5キロと近く仕事や買い物等生活に不便さを感じません。また、上流地区には40世帯余りが生活を営み、ダムが出来ると地域全体が過疎化し、これまで長年にわたって築かれてきた社会が崩壊することは目に見えています。

私達は不要なダムのために今の生活を守るため土地家屋を明け渡すことはありません。13世帯が住んでいる地区を行政代執行することは、前代未聞、全国でも類がない行為で絶対に許せません。

最後に

私達はダム建設に強く、強く反対しています。土地家屋も明け渡すこともありません。長崎県が行政代執行を行えば、長崎県の恥、後世まで悔いを残すこととなります。

裁判官の皆様には、石木ダム工事の差止めを命じることによって、ダム建設にこだわらない、治水・利水の見直しを行うよう長崎県に指導いただければ幸いです。

以上

平成29年(ワ)第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇外

被告 長崎県他1名

意見陳述書(利水)

2019年6月4日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 毛利 倫

1 はじめに

本件訴訟は、被告らが進める石木ダムの違法な工事により、原告らの権利が侵害されることから、その違法な工事の差し止めを求めるものです。

被告らの工事が違法なのは、その工事の根拠である石木ダム事業そのものが、佐世保市の水道用水を確保するという利水面と、川棚川の洪水対策という治水面いずれにおいても、具体的な必要性が全く存在せず違法であるからです。

弁論の更新にあたり、まず利水面において、石木ダムの必要性が全くないことについて述べます。

2 利水面において石木ダムの具体的な必要性が全くないこと

佐世保市が主張する石木ダムの必要性とは、①平成24年度の水需要予測により、将来的に水需要が大幅に増えること、しかし、②佐世保市の保有水源ではその需要をまかなうことができないという2点に尽きます。

(1) ①平成24年度予測がでたらめであること

ア まず佐世保市の平成24年度予測は、生活用水、業務営業用水、工場用水の用途別予測、また、負荷率や安全率の設定、いずれもが、何らの客観的根拠に基づかない不合理極まりないものです。

イ このうち、業務営業用水の小口需要は、観光客数との相関が高いので、水の使用量が右肩上がりに増加すると予測しています。しかし、需要予測にお墨付きを与

えた佐世保市側証人の小泉教授も認めるとおり、観光客数との相関は、高いどころか、「ないかあるかといったらある程度」（小泉尋問調書 p35～36）であり、人口減少の一途をたどる佐世保市が、多数ある説明変数の中で唯一水需要を増加させる要因となる観光客数を、「行政裁量」の名の下に採用したにすぎません。

ウ また、平成24年度予測のでたらめさの象徴の一つ、工場用水の大口需要であるSSKの需要予測については、単にSSKが、「複数のドックで修繕船の船体洗浄作業を同時に行う事態が想定される」と回答したことだけが理由であり、そこに具体的かつ客観的な根拠は何一つ存在しないことが明らかになりました。

エ さらに、負荷率については、小泉教授も「10年の最低値」が一般的だとしながら、佐世保市は、平成24年度予測から突然「過去20年間の実質最低値」に変更した合理的理由や妥当性について、一切説明できていません。

オ そもそも、佐世保市の水需要予測は、平成24年度予測以前の過去の水需要予測においても、その時々々の石木ダムの計画規模に見合う水の供給量が必ず不足するという結果になっていました。それでいて、需要予測の手法や数値は毎回ころころと変わり、予測値は、その後の実績値とは著しくかけ離れた過大な予測ばかりでしたが、佐世保市は、「過去の予測は無関係。予測が実績を上回るのはむしろ当然」と開き直りの態度です。

カ このように、佐世保市の水需要予測は、いつの時代も先に結論ありきの数字合わせであり、平成24年度予測も、もっぱら石木ダム建設の必要性を捻出するために意図的に作成された不合理なものであることは明白です。

## (2) ②保有水源について

ア 以上のようなでたらめな水需要予測を前提にすると、必要水量は11万7000 $\text{m}^3$ /日となりますが、佐世保市は、「保有水源が7万7000 $\text{m}^3$ /日しかなく、4万 $\text{m}^3$ /日が不足する」から、石木ダムが必要だとしています。

イ しかし、この「保有水源は7万7000 $\text{m}^3$ /日しかない」という点も全くのでまかせであり、実際には、少なくとも慣行水利権が2万2500 $\text{m}^3$ /日あります。

ところが、佐世保市は、この慣行水利権を保有水源から除外して保有水源が足りない、足りないと騒いでいるのですが、慣行水利権を保有資源と認めない理由について、佐世保市は、一度たりとも合理的な理由を説明したことはありません。

ウ 仮に、水増しの平成24年度予測のとおり水需要が伸びたとしても、慣行水利権があれば、石木ダムの必要性はなくなることからすると、保有水源の不足も、石木ダム建設の必要性を作り出すためのものにすぎないのです。

### 3 現時点の石木ダムの具体的な必要性を検討することが肝要であること

#### (1) 本件訴訟は工事差止の民事訴訟であること

ア ところで、これまで述べてきた平成24年度予測と保有水源のでたらめについては、本件訴訟に先行する事業認定の取消を求める別の訴訟でも利水面の主要な争点として争われていますが、本件訴訟では、現時点の石木ダムの必要性が大きな争点となります。

イ すなわち、事業認定取消訴訟が、平成24年度予測に基づき、国が、平成25年9月6日時点で行った石木ダムの事業認定の違法性を判断する行政訴訟であるのに対し、本件訴訟は、現時点で、石木ダム事業に基づく工事により、原告らに権利侵害が生じているかどうかを判断する民事訴訟です。

ウ このため、平成25年の事業認定時点で、佐世保市の平成24年度予測や保有水源の考え方が不合理であろうがなかろうが、現時点において、その予測が誤っており、その予測に基づく石木ダム事業が全く不必要なものであることが明らかになれば、侵害行為である石木ダム事業の工事には何ら公共性ないし公益上の必要性がないのですから、それによる原告らの権利侵害は、当然違法であり、工事差止めが認められることになるのです。

エ したがって、本件訴訟は、現時点において、平成24年度予測の目標年度である平成36年度における水需要予測が佐世保市の試算する11万7000 m<sup>3</sup>/日となるのかどうか、また、現時点において、佐世保市が除外した慣行水利権を保有水源と評価すべきかが重要な争点となります。

#### (2) 佐世保市水道局の谷本薫治局長の証人尋問は不可欠であること

ア そして、これらの重要な争点を審理し、石木ダムが全く不要な事業であることを明らかにするためには、石木ダム事業の責任者である佐世保市水道局の谷本局長の証人尋問が不可欠です。

イ すなわち、谷本局長は、平成25年度以降現時点までの水需要の状況や、保有水源の状況について熟知しており、上記の点を明らかにするために最もふさわしい人物です。

佐世保市が、前回の需要予測から6年経った現時点において、その後の水需要の実績に基づく将来予測についてどのように考えているのか、また、保有水源について、慣行水利権の取水実績等に基づき、現時点において、どのように評価するのか、佐世保市水道局の責任者である谷本局長に対し、公開の法廷の場における尋問において直接問い質し、事実認識や判断基準、判断過程などが合理的かどうかを確認す

る必要性は極めて高いといえます。

#### 4 最後に

以上述べてきたとおり、現時点で、石木ダム建設の必要性があるかどうかは、本件訴訟の重要争点であり、それによって、本件訴訟の結論は左右されます。

そして、現時点における石木ダムの必要性を判断するためには、現時点の佐世保市の水需要予測や保有水源の評価の問題点を立証する必要があるところ、原告らとしては、そのような判断をしている佐世保市水道局の責任者である谷本局長を直接尋問することによらなければ、その立証を行うことができません。

したがって、裁判所に対しては、現時点こそが問題となっている本件訴訟の特徴を踏まえ、その立証に不可欠な谷本局長の証人尋問を採用されるよう改めて強く要望いたします。

以上

平成29年(ワ)第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸 勇外

被告 長崎県外1名

意見陳述書(治水)

2019年6月4日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 田 籠 亮 博

## 1 はじめに

本件石木ダム事業の始まりは、昭和37年(1962年)にダム建設を目的とした現地調査・測量が行われたところまで遡ります。今から振り返ると実に56年以上前の話です。

長崎県は半世紀以上前からこのダム建設を画策し、現在も石木ダムを建築しようとしています。過去の実績からして石木ダムが無いために洪水被害が起きたケースはありません。長崎県も認めるとおり、これまでのケースは石木ダムが無くてもすべて防ぐことができます。

そして、事業認定からですら既に5年が経過していますが、この間に石木ダムが必要な大雨はありません。日々、石木ダムが無用であることが証明されているといえます。

## 2 治水の問題点

これから治水の問題点をポイントを絞り述べたいと思います。治水の問題点は、①計画規模、②基本高水、③治水方法、④費用便益比の4つです。

### (1)計画規模

川棚川の計画規模は昭和50年以前は1/30でした。しかし、1/30では石木ダムが不要となるため、昭和50年に長崎県は計画規模を1/30から1/100に変更しました。いきなり3倍もの計画規模に変更したのです。

その後、石木ダムが建設されないまま、時が経過し、平成17年、長崎県は川棚川の河川整備基本方針を作成することにしました。しかし、その時点では川棚川の河川改修が進み流下能力が向上していたため、平成17年の時点の河道状況を基に氾濫面積を

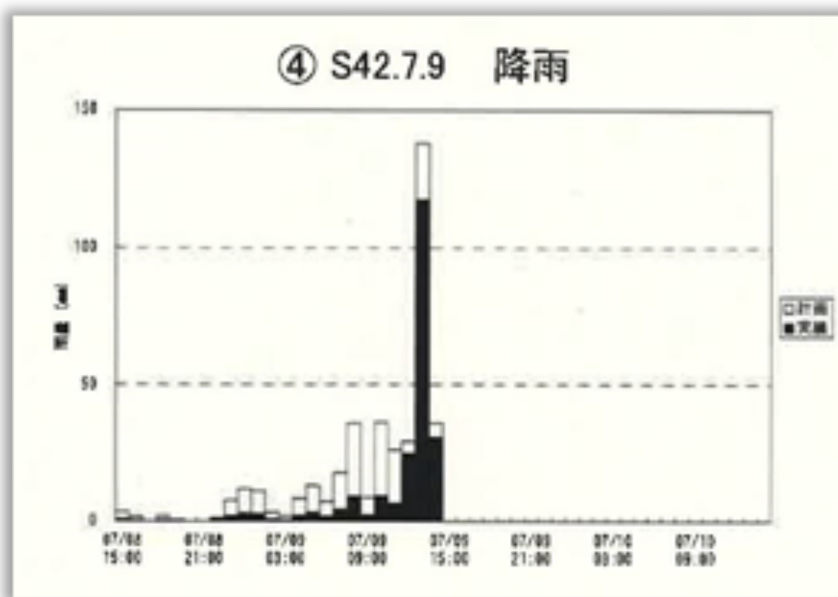
計算すると計画規模はせいぜい 1 / 50 であり石木ダムは不要となります。そのため、長崎県は平成 17 年の河川整備基本方針で計画規模を決定する際に 30 年も前の昭和 50 年の河道を基に氾濫面積を計算し 1 / 100 を維持したのです。計画の基礎となる河道を現実と乖離している 30 年以上前のものとするは自体異常といえます。長崎県が石木ダム建設という「結論」のために数字合わせをしていることは明らかです。

## (2)基本高水流量

次は基本高水流量です。

長崎県は計画規模 1 / 100 を前提に基本高水流量を算出するため 9 つの降雨パターンを算出しました。しかし、9 つのうち、8 つの高水流量は石木ダムが無くても河道整備だけで流下できる

ものでした。唯一、石木ダムの必要性を基礎づけるパターンが右図の昭和 42 年 7 月 9 日パターンです。仮に、長崎県のいう 1 / 100 の大雨が降ったとしても 1 時間に集中的に降るといふ特殊なパターンでないかぎり、石木ダムは無用なのです。



しかも、1 時間にこれほど集中的に降る降雨確率（降雨強度）は 500 年～ 1000 年に 1 度の確率です。計画規模 1/100 に比して余りに過大です。このパターンは本来、棄却されるべきパターンといえますが、長崎県はそれを棄却せずに石木ダム必要性の根拠としているのです。

## (3)治水方法

長崎県の主張する 1400 m<sup>3</sup>/秒を前提に考えても、石木ダムが無くとも現実には氾濫しません。長崎県は、石木ダムがなければ氾濫が生じて甚大な被害がでるかのようには言っていますが、実際には堤防高よりも低い水位で流せます。仮に余裕高を確保する点を考えても余裕高が足りないのはわずかな区間でしかありません。石木ダムの選択は治水方法の点からも誤りです。



#### (4)費用便益比

最後に、費用便益比です。費用便益比とはダムを建設することで得られる便益とダム建設にかかる費用を比較し、便益が費用を超えていなければならないというものです。B（便益）／C（費用）が1を超えているかどうかが重要となります。

長崎県は石木ダムの費用便益比について1.25と算定していますが、次回証人となる嶋津氏は石木ダムの費用便益比はまともに計算すれば0.66となると指摘しています。

長崎県は「流水の正常な機能の維持」を大きな便益として評価していますが、川棚川や石木川ではこれまで流量に何の問題なかったのであり「流水の正常な機能の維持」という便益が生じることはありません。ここでも長崎県が「結論」ありきで数字合わせをしていることは明らかです。

### 3 最後に

次回、嶋津氏の証人尋問が行われます。嶋津氏は国土交通委員会で参考人として出席した経験もある専門家です。次回証人尋問では専門的知見からもこれまで述べた石木ダムの無用性を明らかにしていく予定です。

以上

平成29年(ワ)第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸 勇外

被告 長崎県外1名

意見陳述書

2019年6月4日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鍋島典子

1 はじめに

この訴訟において、原告らは、石木ダム建設工事によって侵害される権利・利益、すなわち被保全権利の一つとして人間の尊厳、故郷こうばるでの平穏な生活が続ける権利を主張しています。

現在進められている石木ダム建設工事およびそれに関連する一連の工事は、原告らの、人間の尊厳を奪い、故郷こうばるでの平穏な生活が続ける権利を侵害する工事であり、当然に差し止められるべきです。

2 奪われるもの

今後、原告らの本人尋問が行われるに先立ち、改めて、原告らの被保全権利について述べます。

人が人として生存するためには、物質的な満足のみではなく、精神的なよりどころ、精神的な価値が必要とされています。そのため、憲法上も、個人の生命、身体に関する利益と並んで、精神および生活に関する利益についても人格権として保障されています。

石木ダム建設工事の現地こうばるは、石木川の中流域にある集落で、棚田や畑が広がり、日本の農村の原風景が残る自然豊かな集落です。季節ごとに菜の花やコスモスといった草花が咲き乱れ、夏には蛍が乱舞します。石木川には多くの魚がおり、山は山菜などの山の恵みにあふれています。このような土地で、こうばるの人々は先祖代々その土地に住み続け、助け合って農作業や山仕事をし、土地と家を守り、子どもを育ててきました。

今でもこうばるには原告である13世帯の人々が住み、生活をしています。中には、生まれた時からこうばるで過ごしてきた年配の方も、こうばるに嫁いできて人生のほとんどがこうばるでの生活となった女性も、こうばるに住み仕事をしている者も、学

生も、また幼い子もいます。こうばるという土地と地域には、これらの者の精神的よりどころとなる、これまで続いてきた、こうばる地区の歴史、住民らの一族の歴史が刻まれています。

石木ダム建設工事は、13世帯もの人々の生活とそこで築かれてきた一つの地域社会を消滅させるという点で、人々の人格権の侵害です。

そして、今、石木ダム建設のための工事は徐々に進められ、原告らのこうばるの土地とそこでの生活は奪われ続けています。

### 3 金銭で贖えないもの

今後、原告らの本人尋問が行われます。そこで、現在もこうばるに住み続けている5名の方の尋問が行われます。

原告らがこうばるの土地でどのような生活を送ってきたのか、土地からどのような恵みを受け、地域とどのようにつながり、支えられているのか、なぜこうばるの土地を離れないのか、心からの言葉を真摯に聞いていただきたいです。

原告らの言葉を聞いていただければ、こうばるという土地と地域が、原告らが人として生きていくために必要不可欠なものであること、それを奪われることは人間の尊厳を奪われるも同然のことであるということを理解いただけるとと思います。そして、こうばるという土地とその地域、人とのつながりは、代替地を用意すれば代替できるようなものではなく、当然金銭で代償できるようなものではない、唯一無二のものであると理解いただけるとと思います。

### 4 さいごに

先月25日、こうばる地区で第32回こうばるほたる祭りが開かれました。こうばるほたる祭りとは、こうばる地区の住民たちが、こうばるの自然とこうばるの良さを知ってもらおうと毎年5月に開いているお祭りで、年々、参加者が増え、関東からの参加者もいます。

また、今回、原告らが証拠として提出した「ほたるの川のまもりびと」は、今でも、長崎県内だけでなく関西、関東圏でも上映され続けています。

これらは、こうばるの地域と自然、そこで営まれる生活、受け継がれてきた歴史に、人々が価値を見出し、共感しているからにほかなりません。

裁判所には、こうばるに住み続けたいという原告らの思いと、こうばるを奪いたくないという思いにぜひ寄り添っていただきたいと切望いたします。

以上